

Q & A
週休2日促進工事（営繕工事）に関して
（令和7年10月20日時点）

	質 問	回 答
No.1	全ての発注工事を対象とするのか。	令和7年10月20日以降に公告又は指名通知を行う全ての営繕工事で、原則として適用することとしています。 ただし、工事固有の条件（山間部の工事で施工期間が限定されるなど）により対応が困難な工事は対象外とする場合があります。
No.2	週休2日を達成できなかった場合、工事成績評価は減点されるのか。	提出された計画工程表が週休2日前提でなく、その後の打合せで監督員の修正指示に応じないなど、明らかに取り組む姿勢がない場合に、減点を行います。
No.3	急激な天候の悪化に対応するなど、受注者の責によらない理由で計画した現場閉所を実施できなかったことで月単位の週休2日を達成できなかった場合の救済措置は無いのか。	「実施要領」の2（2）「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」は、対象期間に含まないこととしています。そのうえで、対象期間において月単位の週休2日を確保すれば、達成したと判断します。 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）のために突発的な対応が発生した期間も、「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」と考えられますので、県の工事監督員にご相談ください。
No.4	豪雪地域の工事現場では、現場閉所中であっても事故防止のために除雪作業のみを行うことが考えられるが、週休2日の対象期間はどうか。	「実施要領」の2（2）「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」は、対象期間に含まないこととしています。 除雪対応をせざるを得ない期間も、「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」と考えられますので、県の工事監督員にご相談ください。
No.5	「完全週休2日（土日）」の取組において、週を「原則として、土曜日から金曜日までの7日間」としているのはなぜか。	県の工事監督員がやむを得ないと認める場合、土曜日又は日曜日に現場作業を行い、同一の週内において現場閉所（現場休息）日を変更することができます。 変更を円滑に行うため、週を原則として土曜日から金曜日までの7日間としています。 工事着手前に受発注者間の協議により現場閉所（現場休息）日を土曜日及び日曜日から変更した場合は、あわせて、週の定義（週の開始曜日）を変更してください。
No.6	見積単価は補正係数による補正の対象とならないのか。	週休2日促進工事において、見積単価は既に週休2日を前提とした単価を採用しているため、補正の対象外とします。
No.7	工事完成までの間に、前払いや部分払い等で既に支払いを受けた工事費についても補正の対象となるのか。	週休2日の達成状況に対応した補正率によって設計変更します。 前払いや部分払い等にかかる部分も、補正による設計変更の対象となります。

Q & A
週休2日促進工事（営繕工事）に関して
（令和7年10月20日時点）

	質 問	回 答
No.8	週休2日を達成し、補正分を増額変更する場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。	当初請負比率を乗じることになります。
No.9	土木工事で設定されている「週休2日交代制」を営繕工事で設定しないのはなぜか。	週休2日交代制は、現場を閉所することなく、技術者や技能労働者の休日を確保することを目的としており、連続施工が求められるシールド工事などへの適用が想定されています。 営繕工事において、複数週に亘って連続施工が必要な工事を想定していないため、「週休2日交代制」を設定していません。
No.10	土木工事で、週休2日工事の場合、共通仮設費及び現場管理費の補正を行うこととしているが、営繕工事の週休2日促進工事ではこれらの経費の補正を行わないのはなぜか。	営繕工事における共通仮設費及び現場管理費は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工期に応じて算出するものとなります。 週休2日を前提として工期を設定のうえ算出することにより、週休2日を考慮した費用が算出されるため、別途補正を行う必要がありません。 なお、「完全週休2日（土日）」を達成した工事においては、労務費に加えて現場管理費についても補正を行います。これは算出とは別に「完全週休2日（土日）」を普及させるために政策的に加算額を設けるものです。
No.11	入札時に、「発注者指定方式（完全週休2日（土日））」と「発注者指定方式（通期）」はどの書類に記載されているのか。	設計図書に「発注者指定方式（完全週休2日（土日））」または「発注者指定方式（通期）」のいずれかの特記仕様書が添付されます。 （実施要領「別紙1」「別紙2」参照）
No.12	週休2日を確保するためには適正な工期設定が必要ではないか。	営繕工事においては、週休2日を前提とした工期を設定しています。 後工程へのしわ寄せなどが生じないように、後工程の適正な施工期間や試運転調整の期間、クリーニングなどに必要な期間を確保し、適正な工期設定に努めています。
No.13	令和7年10月19日以前の契約工事で令和7年10月20日以降も継続して施工する工事については、改定後の実施要領が適用されるのか。	令和7年10月20日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事のみ、改定後の実施要領が適用されます。
No.14	発注者指定方式（通期）で、月単位を希望せず通期により実施していたが、工事進捗が良好で月単位が達成できた場合は、月単位扱いとなるのか。	施工途中において通期、月単位を変更することはできません。ご質問の事例は通期の扱いとなります。